

令和元年度
監査結果報告書
(前期定期監査)

東大阪市監査委員

目 次

監査結果報告書		
監報第2号	1
子どもすこやか部		

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 山 崎 毅 海

同 中 西 進 泰

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

子どもすこやか部 子ども家庭課、子ども見守り課、子ども子育て室（施設指導課、子ども
応援課、子育て支援課）、保育室（布施子育て支援センター、荒本子育て
支援センター、鳥居保育所、小阪こども園を含む。）

2 監査の実施期間

令和元年5月15日から令和元年8月13日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成30年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令
にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、令和元年度の定期監査の重点項目として定めた ①内部統制、②契約事務、③財産管
理、④補助金・委託料事務の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関
係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又
は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を
省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知され
たい。

<検討又は改善を要する事項>

子ども家庭課

1 母子・父子・寡婦福祉資金の収入未済について

当課では、母子及び父子並びに寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金（あわせて以下「福祉資金」という。）の貸付を行っている。

ところで、平成30年度末における福祉資金に係る収入未済額は、106,076,136円となっており、前年度末と比較して減少しているものの依然高額となっている。また、収納率は現年分で90.5%、過年度分で10.0%となっている。

未納の長期化を防ぐため初期からきめ細やかな納付指導を行い、引き続き収入未済の早期回収に努められたい。

2 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 財務規則第108条において、地方自治法施行令第167条の2の規定により随意契約による場合、予定価格が50,000円以下であるときや、契約の相手方が1人の者に特定される場合等の例外を除いては、2人以上の者から見積書を提出させなければならないと規定されているが、これら例外規定に該当しないにもかかわらず、1人の者からの見積書により契約を締結しているもの。
- (2) 契約書に暴力団の排除に関する条項が規定されていないもの。
- (3) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書において規定されている事業責任者及び事業従事者を定める報告書が提出されていないもの。
- (4) 契約書に規定されている精算書が提出されていないもの。

3 公の施設の指定管理について

当課が所管する障害児者支援センターについては、指定管理者である社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団が市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 協定書において、毎月 10 日までに前月の施設の管理に関し、月次事業報告書を提出しなければならないと規定されているが、提出されていないもの。
- (2) 協定書第 24 条第 1 項各号に規定する業務及び管理業務の一部を、市が書面により承認した場合に限り再委託を行うことができるとされ、指定管理者より再委託承認依頼書が提出されているが、当該依頼書には再委託を行う業務名の記載のみで、財務部が示す様式(ひな形)にある再委託先の名称及び所在地等の記載がなく、各業務の再委託先が具体的に示されないまま、再委託承認書を通知しているもの。
- (3) 協定書第 24 条第 2 項及び第 3 項において、指定管理者が再委託先に対して行うと規定されている暴力団排除に関する対応について、当該履行を確認していないもの。

4 徴収事務委託契約について

当課では、障害児者支援センター利用者負担額等の徴収事務について、指定管理者である社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団と委託契約を締結している。

ところで、契約書において、指定管理者は、利用者負担額等の確定後速やかに調定通知書及び収入計算書に調定簿兼収入原簿を添えて市に提出することと規定されているが、調定通知書及び調定簿兼収入原簿が提出されていなかった。

適正な事務処理をされたい。

5 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

子ども見守り課

1 児童健全育成事業及び児童発達支援事業委託契約事務について

当課では、児童福祉法に基づき、障害を抱える児童に対するデイサービスを提供するため、

社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団と児童健全育成事業及び児童発達支援事業委託契約を締結している。

ところで、契約書において、契約の翌年5月末日までに精算書を提出し、委託料の精算を行うと規定されているが、提出がなく精算が行われていない。

適正な事務処理をされたい。

2 ホームスタート事業委託契約事務について

当課では、養育支援訪問事業実施要綱及びホームスタート事業実施要領（以下「要領」という。）を制定し、NPO法人とホームスタート事業委託契約を締結している。

ところで、事業の円滑な運営を図るため、要領において事業計画書を作成しこれを提出すると規定されているが、提出を受けないまま事業が行われていた。

適正な事務処理をされたい。

3 徴収事務委託契約について

当課では、児童健全育成事業及び児童発達支援事業の利用者負担額の徴収事務について、社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団と委託契約を締結している。

ところで、契約書において、受託者は、利用者負担額の確定後速やかに調定通知書及び収入計算書に調定簿兼収入原簿を添えて市に提出すると規定されているが、調定通知書及び調定簿兼収入原簿が提出されていなかった。

適正な事務処理をされたい。

4 公有財産の管理について

当課が所管している西家庭児童相談室分室については、旧療育センターの通園事業における保護者等の待合所及び自治会の集会所として使用されてきたが、障害児者支援センターの開設に伴い旧療育センターが廃止となったことから、待合所として使用される機会はなくなっている。また、相談室として長期間にわたって利用実績がなく、現在は申請に基づき使用料を免除のうえ、主に自治会の集会所として使用許可を行っている状況にある。

行政財産としての用途及び目的を踏まえ、今後の施設のあり方について早急に検討されたい。

5 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

施設指導課

1 市内保育施設文書等集配業務委託契約事務について

当課では、市内の保育施設を巡回し文書等を集配する業務について、業者と委託契約を締結している。

ところで、仕様書において規定されている業務責任者や従事者の名簿、緊急連絡網及び運転免許証の写しが提出されていない。

適正な事務処理をされたい。

2 公有財産台帳の記載について

財務規則第 140 条において、各部等の長は、公有財産台帳を調整し、その実態を明らかにしておかなければならないと規定されている。

ところで、行政財産から普通財産に変更されている土地について記載事項の更新が行われていない。

台帳の整備を行い、適切な管理に努められたい。

子ども応援課

1 保育料の調定事務について

当課では、保育所等への入所申請に基づき保育料の決定を行い、毎月の保育料について財務規則第 18 条に基づき調定を行っている。

ところで、当該調定事務において、歳入科目や金額を誤って調定しているものが多数見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

2 資金前渡事務について

当課では、財務規則第 41 条の規定により、保育所等への巡回相談業務に係る駐車場使用料について前渡資金を受けている。

ところで、前渡資金を受ける前に費用を立て替えて支出しているものが見受けられた。

立替払は制度上認められていない。適正な事務処理をされたい。

3 時間外勤務命令について

職員の時間外勤務等取扱要領（以下「要領」という。）において、時間外勤務の命令を行うときは、正規の勤務時間と命令を行う時間との合計が 7 時間 45 分を超える場合は少なくとも 1 時間の休憩時間を与えると規定されている。

ところで、当課の一部職員について規定の休憩が取得されていない状況が見受けられた。

所属長においては、職員の時間外勤務の状況を十分把握し、長時間にわたるような勤務を避けるよう、要領の趣旨を踏まえた対応に努められたい。

4 費用弁償の支給事務について

当課では、報酬及び費用弁償に関する条例及び同施行規則の規定に基づき、非常勤嘱託員の通勤に要する費用を支給している。

ところで、通勤日数の集計誤りにより、支給額を誤っているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

子育て支援課

1 保育所運営費負担金の調定事務について

当課では、市外居住者で市内の保育施設に入所している者の保育所運営費負担金（以下「負担金」という。）について、居住の市町村より徴収している。

地方自治法第 231 条において、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと規定され、財務規則第 23 条では、調定をしたときは、納入通知書を交付しなければならないと規定されている。

ところで、当該負担金については、調定が行われず納付書により収納されている。

調定を行った上で納入通知書を交付し収納されたい。

2 保育料の収入未済及び不納欠損について

保育料の滞納額は、平成 30 年度末において負担金（民間保育所分）と使用料（公立保育所分・公立幼稚園分）を合わせて 67,542,669 円で前年度末と比較して減少しているものの多額の保育料が未納となっている。また、平成 30 年度における不納欠損額は、7,607,360 円となっている。

滞納処分の実施等、回収に努めているが、財政運営上、また、負担の公平性を図る観点からも更なる早期回収に努められたい。

3 文書事務について

子ども子育て支援教育・保育給付費（以下「給付費」という。）については、基本分に加え、認定により公定価格における加算を行ったうえで、給付費を算定している。

ところで、公定価格における入所児童処遇特別加算認定通知において、文書番号を誤って通知していた。

適正な事務処理をされたい。

4 保育教諭確保のための資格等取得支援事業費補助金交付事務について

当課では、保育教諭確保のための資格等取得支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、保育教諭確保に係る経費の一部を補助金として交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 要綱において、交付申請の際に提出すると規定されている書類の一部が提出されていないもの。
- (2) 要綱では、申請者は実績報告書を提出した後に交付請求を行うと規定されているが、実績報告書を提出する前に交付請求が行われ、補助金が支払われているもの。

5 資金前渡事務について

当課では、財務規則第 41 条の規定により、保育料の滞納処分業務に係る駐車場使用料について前渡資金を受けている。

ところで、前渡資金を受ける前に費用を立て替えて支出しているものが見受けられた。

立替払は制度上認められていない。適正な事務処理をされたい。

6 病児・病後児保育事業業務委託契約事務について

当課では、子育てしやすい環境の整備を図り、児童の健全な育成及び保護者の子育ての就労の両立を支援することを目的として病児・病後児保育事業実施要綱（以下「要綱」という。）を制定し、医療機関と病児・病後児保育事業業務委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 要綱に規定されている病児・病後児保育登録届出書等の様式を使用していないもの。
- (2) 要綱において、事業の実施時間は午前8時から午後6時までと規定されているが、実際は午前8時30分から午後5時30分となっているもの。
- (3) 要綱において、事業の対象児童は保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な小学校3年生までの児童と規定されているが、実際は保育所（園）・認定こども園・幼稚園等に通所している児童若しくは、小学校1年生から3年生までの児童となっているもの。

7 ファミリー・サポート・センター事業委託契約事務について

当課では、育児の相互扶助について組織化及び援助活動を行うことにより、市民が仕事と家庭の両立ができる環境づくり及び地域での子育て支援に資することを目的としてファミリー・サポート・センター事業実施要綱（以下「要綱」という。）を制定し、社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会とファミリー・サポート・センター事業委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 要綱において、対象資格は依頼会員が小学校6年生までの子どもを持つ保護者、援助会員が20歳以上の健康な者と規定されているが、実際は依頼会員が10歳までの子どもを持つ援助が必要な保護者、援助会員が20歳以上70歳以下で心身共に健康な方となっているもの。
- (2) 要綱において、退会する際は会員証等を返還するよう規定しているものの、返還を求めているもの。

8 つどいの広場事業委託契約事務について

当課では、親子が安心して子育て・子育てができるよう親子交流の場を提供することにより、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的としてつどいの広場事業実施要綱（以下「要綱」という。）を制定し、社会福祉法人等とつどいの広場事業委託契約を締結している。

ところで、要綱では事業の委託については、審査会がその可否を決定すると規定され、当該審査事項等について、つどいの広場事業委託事業者審査会要領を制定しているものの、審査会は開催されておらず、審査会に諮られないまま委託契約が締結されている。

適正な事務処理をされたい。

9 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

保育室

1 出納員事務について

当室長は、出納員として一時預かり保護者負担額等の収納事務を所管している。

ところで、収納した現金は出納員である当室長名で収納金融機関に払い込むべきところを、当室次長名で払い込んでいた。

適正な事務処理をされたい。

2 保育所等の出納員事務に係る指導について

子育て支援センター、保育所及びこども園（以下「保育所等」という。）の長は、出納員として財務規則に規定する収納事務を所管している。

ところで、当該出納員事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

保育所等の管理運営の総括を行っている当室において引き続き指導されたい。

(1) 財務規則第 26 条の 2 第 1 項において、現金を収納したときは領収証書を交付しなけれ

ばならないと規定されているものの、規定の領収証書が交付されていないもの。

- (2) 財務規則第 26 条の 2 第 4 項において、出納員は収納金を即日又はその翌日に収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているものの、収納金を 1 か月分まとめて払い込んでいるもの。
- (3) 給食代が指定する期日に支払われず、長期間未納となっているもの。

3 収入印紙の購入について

印紙税法第 5 条の 2 において、地方公共団体が作成した文書については印紙税を課さないとして規定されている。

ところで、市が作成する契約書に貼付するため、収入印紙を購入しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

4 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 財務規則第 108 条において、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 2 の規定により随意契約によろうとする場合は、予定価格が 50,000 円以下であるときや、契約の相手方が 1 人の者に特定されるとき等の例外を除いては、2 人以上の者から見積書を提出させなければならないと規定されているが、これら例外規定に該当しないにもかかわらず、1 人の者からの見積書により契約を締結しているもの。
- (2) 契約締結起案に随意契約に係る具体的な理由が明記されていないもの。
- (3) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する特定随意契約を行っているが、特定随意契約の締結に関する要綱第 4 条に規定する契約締結状況が公表されていないもの。
- (4) 契約締結起案及び契約書に記載されている契約保証金免除の条項が誤っているもの。
- (5) 契約書に同一条件をもって更に 1 か年更新されるものとし、以降の期間終了についても同様とすると規定されていることから、覚書により自動更新されているもの。
- (6) 契約書に再委託の禁止に関する条項が規定されていないもの及び受託者の責任において業務の一部を再委託できる旨の条項が規定されているもの。

- (7) 契約書に規定されている責任者の通知及び作業者名簿の検査が行われていないもの。
- (8) 契約書に規定されている業務実施報告書が提出されていないもの。

5 公の施設の指定管理について

当室が所管する高井田保育所については、指定管理者が市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 協定書第 21 条各号に規定する業務については、同条の規定に基づき市の書面による承諾を得ずに再委託が行われているが、当室では再委託先を具体的に把握していないもの。
- (2) 協定書に、経営企画部が協定書記載例で示す次年度の事業計画案の提出、月次報告書及び決算関係書類の提出、管理物品の計画的な実地棚卸し調査、指定管理者が再委託先に対して行うとされている暴力団排除に関する対応がそれぞれ規定されていないもの。

6 行政財産の目的外使用許可事務について

当室では、所管する土地の一部について行政財産の使用許可を行っている。

ところで、行政財産使用料条例第 4 条において、使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないと規定されているが、使用開始後に納付されているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

7 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、以下の留意すべき事項が見受けられた

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

- (1) 現物が見当たらないもの。
- (2) 備品管理システムに公用自転車の設置場所は各保育所等と登録しているが、実態を把握していないもの。

荒本子育て支援センター

備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

鳥居保育所

備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

小阪こども園

備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。